

# あきる野市 議会だより



平成19.2.1  
NO. **46**

発行 / あきる野市議会 編集 / 議会報編集特別委員会 TEL 558-1111 〒197-0814 あきる野市二宮350



少年少女217名が参加！ 第12回あきる野市少年少女書初め大会（五日市ファインプラザにて）

**第4回（12月）定例会・第1回臨時会**

- **第4回（12月）定例会**  
第4回（12月）定例会を開催し、  
提出された議案や陳情等を慎重に審議 ..... P 2
- **一般質問**  
聞いてみたいな、こんなこと（質問者22名）..... P 4
- **第1回臨時会**  
中央図書館の駐車場整備用地買収費等の  
一般会計補正予算案を原案のとおり可決 ..... P16
- **あきる野ウォッチング**  
あんなとこ、こんなとこ（原小宮） ..... P18

# 第4回(12月)定例会

## 定例会を開催し、提出された議案や陳情等を慎重に審議

### 平成18年第4回(12月)定例会の概要

12月定例会は、12月5日に開会し、12月20日まで16日間の会期で行われました。

定例会初日の12月5日から7日までの3日間は、22名の議員により一般質問が行われました。

12月8日は、市長から提出のあった議案や市民から提出のあった陳情を審議し、議案や陳情の委員会付託を行いました。

12日・13日・14日の3日間は、常任委員会が開催されました。12日には総務文教委員会、13日には環境建設委員会、14日には福祉委員会の各常任委員会が開催され、付託された議案や陳情の審査が行われました。

最終日の20日には、総務文教・環境建設・福祉の各常任委員長の委員会審査報告などを受けて、質疑・討論の後、採決が行われました。

## 12月定例会で決まったこと

市長提出議案(18件)  
議案

あきる野市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

十里木・長岳周辺地域観光拠点整備事業において、鉱泉浴場を設置することに伴い、地方税法(昭和25年法律第226号)第701条の規定により、入湯客に対し、目的税として入湯税を課し、また、身体障害者等の軽自動車税の減免対象者の範囲を拡大するため、規定を整備するものです。

あきる野市手数料条例の一部を改正する条例

土地台帳、家屋台帳及び土地測量図(分筆図等)の閲覧並びに交付の廃止に伴い、規定を整備するものです。

あきる野市ふるさと工房五日市の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

平成19年4月1日から公の施設であるあきる野市ふるさと工房五日市の管理を指定管理者に行わせるため、規定を整備するものです。

あきる野市駅前駐車施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する条例

武蔵増戸駅南口まちづくり道路整備事業によりタクシー駐車施設が整備されることに伴い、新たに駐車施設の名称及び位置等を加えるなど、規定を整備するものです。

あきる野市特定公共物管理条例の一部を改正する条例

東京都河川流水占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成18年東京都条例第80号)の施行に伴い、特定公共物の占用料の額等を改正するため、規定を整備するものです。

市道路線の認定について

あきる野市草花1884番1先から同1883番8先までの開発行為により完成した道路を、市道路線に認定するものです。

市道路線の廃止について

あきる野市淵上588番1先から同574番先までの市道路線を、道路としての機能がなくなったため、廃止するものです。

市道路線の廃止について  
あきる野市草花1261番先から同1215番先まで、同1244番先から同1244番先まで、同3670番14先から同3670番32先までの市道路線を、開発区域内道路へ付け替えるため、廃止するものです。

市道路線の変更について

あきる野市草花1264番1先から同1228番先まで、同1264番1先から同1902番68先まで、同3670番15先から同3670番2先まで、同3670番2先から同1910番先までの市道路線を、開発区域内道路へ付け替えるため、変更するものです。

東京都水道事業の事務の受託の廃止及びあきる野市公共下水道使用料徴収事務の委託について

あきる野市が東京都から受託している水道事業の事務を廃止し、当市の公共下水道使用料徴収事務の一部を東京都に委託するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項の規定に基づき、提案されたものです。

あきる野市公共下水道事業の事務の委託について

あきる野市公共下水道事業の一部に関する事務を羽村市へ委託するため、協議により事務委託の規約を定める必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項の規定に基づき、提案されたものです。

東京都二市収益事業組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、収入役を廃止し、会計管理者を設置するため、協議により規約を改める必要があり、同法第290条の規定に基づき、提案されたものです。

あきる野市特別職の職員の給与の特例に関する条例

一般職の職員との均衡を図るため、規定を整備するものです。

あきる野市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例

一般職の職員との均衡を図るため、規定を整備するものです。

（以上、全会一致で原案を可決）

あきる野市十里木・長岳観光施設の設定及び管理に関する条例

秋川渓谷瀬音の湯の設置に伴い、規定を整備するものです。

東京都後期高齢者医療広域連合の設立について

新たに後期高齢者医療制度の運営に関する事務を共同処理する東京都後期高齢者医療広域連合を設立するため、協議により規約を定める必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定に基づき、提案されたものです。

あきる野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

将来を見据えた国民健康保険事業における財政の健全化と国民健康保険制度の安定的運営を図るため、規定を整備するものです。

あきる野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東京都人事委員会の勧告に準じて職員の給与を改定するため、規定を整備するものです。

（以上、賛成多数で原案を可決）

議員提出議案（2件）

乳幼児医療費助成制度の所得制限撤廃とともに、小・中学生までを対象とした制度の確立を求める意見書

JR不採用問題の早期解決に関する意見書

（以上、全会一致で原案を可決）

陳情（5件）

JR不採用問題の早期解決に向けた意見書提出を求める陳情

（全会一致で陳情を採択）

介護ベッド購入費補助制度の創設についての陳情

リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため政府への意見書提出を求める陳情

（以上、全会一致で陳情を趣旨採択）

障害者の福祉・医療サービスの利用に対する「定率（応益）負担」の中止を求める陳情

療養病床廃止・削減計画の凍結と見直し、介護保険事業等の充実等を求める陳情

（以上、賛成少数で陳情を不採択）

あきる野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する付帯決議について

12月12日に開催の総務文教委員会では、「国民健康保険特別会計における保険給付費の増大等の状況を的確に理解し、医師会との連携を含め保険給付費の抑制に努め、相当の危機感をもつて運営されたい。」外2項目についての付帯決議案を、全会一致で可決いたしました。

また、付帯決議については、12月20日の議会最終日の本会議において、総務文教委員長から報告を行っております。

付帯決議とは

議会又は各委員会で議案等を議決するのにあたり、その議案等に付随的に付けられる議会側から市側への要望・意見を決議することをいいます。これは、各議案等については、単に可決又は否決だけでなく、議会としての微妙な意思などが表現し尽くせない場合があります。そこで、議案等を議決するにあたり、合わせて付帯決議を議決し、議会又は委員会としての意思を表明するものです。